

専決処理報告 第 1 号

高知県産業振興推進本部設置規程の専決処理報告

高知県産業振興推進本部設置規程について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第5号

高知県教育委員会訓令第10号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程を次のように定める。

平成21年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県産業振興推進本部設置規程**

(設置)

**第1条** 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、県民と協働して取り組む高知県産業振興計画をはじめ、実効ある産業振興を関係部局の連携のもとで推進するため、高知県産業振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

**第2条** 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
  - (2) 副本部長
  - (3) 本部次長
  - (4) 本部員
  - (5) 第6条第4項に規定する地域本部長
- 2 本部長は、知事をもって充てる。  
3 副本部長は、副知事をもって充てる。  
4 本部次長は、産業振興推進部長をもって充てる。  
5 本部員は、理事（交通運輸政策担当）、産業連携推進官、総務部長、商工労働部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の部局長又は理事を本部員とすることができます。

(職務)

**第3条** 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。  
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。  
4 本部員及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

**第4条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高知県産業振興計画の推進及び見直しに関すること。
- (2) 産業振興の検討及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興に関連する重要な事項に関すること。

(幹事会)

**第5条** 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、産業振興推進部副部長(2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。)をもって充てる。
- 4 幹事は、総務部政策企画課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部地産地消・外商課長、産業振興推進部地域づくり支援課長、産業振興推進部運輸政策課長、商工労働部商工政策課長、観光振興部観光政策課長、農業振興部農政企画課長、林業振興・環境部林業環境政策課長、水産振興部水産政策課長、土木部土木企画課長及び教育委員会事務局教育政策課長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の課長を幹事とすることができます。

(産業振興推進地域本部)

**第6条** 推進本部の活動を近隣の市町村を地域単位として総合的に推進するため、推進本部の下に産業振興推進地域本部(以下この条において「地域本部」という。)を設置する。

- 2 地域本部は、次に掲げるとおりとする。

名称	対象地域
産業振興推進高知市地域本部	高知市
産業振興推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
産業振興推進物部川地域本部	南国市 香南市 香美市
産業振興推進嶺北地域本部	本山町 大豊町 土佐町 大川村
産業振興推進仁淀川地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
産業振興推進高幡地域本部	須崎市 中土佐町 檜原町 津野町 四万十町

産業振興推進幡  
多地域本部

宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町  
三原村 黒潮町

- 3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
- 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域産業振興監（産業振興推進高知市地域本部にあっては、産業振興推進部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。））をもって充て、当該対象地域における産業振興計画の推進を統括する。
- 5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。ただし、地域本部長が必要があると認めるときは、他の者を地域本部員とすることができます。
  - (1) 当該対象地域を所管する農業振興センター所長及び農業改良普及所長、家畜保健衛生所長及び支所長、林業事務所長及び林業振興事務所長並びに漁業指導所長のうち、地域本部長が指名する者
  - (2) 商工労働部商工政策課長及び観光振興部観光政策課長
  - (3) 当該対象地域を担当する地域支援企画員（総括）  
(事務局)

**第7条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、産業振興推進部計画推進課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、産業振興推進部計画推進課課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
- 5 事務局職員は、産業振興推進部計画推進課の職員をもって充てる。  
(雑則)

**第8条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

# 高知県産業振興推進本部 構成員名簿

H21.4.1時点

構 成	氏 名	所 属
本部長	尾崎 正直	知事
副本部長	十河 清	副知事
本部次長	岩城 孝章	産業振興推進部長
本部員	隅田 明	理事(交通運輸政策担当)
本部員	川上 泰	産業連携推進官
本部員	恩田 鑿	総務部長
本部員	高松 清之	商工労働部長
本部員	秋元 厚志	観光振興部長
本部員	田中 正澄	農業振興部長
本部員	臼井 裕昭	林業振興・環境部長
本部員	杉本 雅敏	水産振興部長
本部員	石井 一生	土木部長
本部員	中澤 卓史	教育長
高知市地域本部長	岡崎 順子	産業振興推進部副部長(総括)
安芸地域本部長	西尾 忠弘	地域産業振興監(安芸地域担当)
物部川地域本部長	奴田原 稔	地域産業振興監(物部川地域担当)
嶺北地域本部長	山下 敏正	地域産業振興監(嶺北地域担当)
仁淀川地域本部長	西尾 健一	地域産業振興監(仁淀川地域担当)
高幡地域本部長	岡元 廣光	地域産業振興監(高幡地域担当)
幡多地域本部長	武内 孝幸	地域産業振興監(幡多地域担当)
事務局長	金谷 正文	計画推進課長
事務局次長	澤田 博睦	計画推進課課長補佐

# 高知県産業振興推進本部 幹事会 構成員名簿

H21.4.1時点

構 成	氏 名	所 属
幹事長	岡崎 順子	産業振興推進部副部長(総括)
幹事	井奥 和男	政策企画課長
幹事	金谷 正文	計画推進課長
幹事	中澤 一眞	地産池消・外商課長
幹事	松尾 晋次	地域づくり支援課長
幹事	麻岡 誠司	運輸政策課長
幹事	谷脇 明	商工政策課長
幹事	中島 喜久夫	観光政策課長
幹事	藤田 美津子	農政企画課長
幹事	鶴岡 義人	林業環境政策課長
幹事	大利 賀臣	水産政策課長
幹事	吉村 浩司	土木企画課長
幹事	高田 行紀	教育政策課長

# 産業振興計画フォローアップ体制（案）

※ 会の名称は仮称



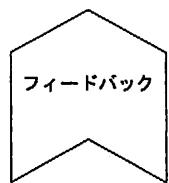
## 産業振興計画フォローアップ委員会

【役割】計画全体の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討  
【メンバー】H20検討委員会委員に引き続き就任依頼（予定）  
【開催時期】9月、1月、3月

### 産業成長戦略

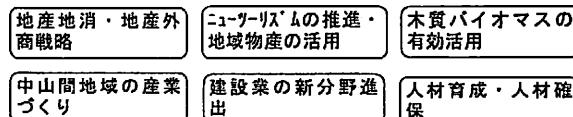
#### 専門部会（5部会）

農業 林業 水産業 商工業 観光  
【役割】専門分野の成長戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討  
【メンバー】H20専門部会部会員を基本に就任依頼（予定）  
【開催時期】8月、12月  
【事務局】関係各部主管課

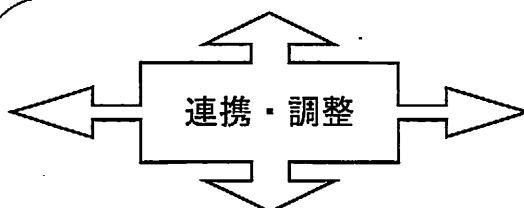


#### 連携テーマ部会

【役割】産業間の連携戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討  
【メンバー】各分野の関係者、関係部副部長など  
（※H20専門部会部会員ほか）  
【開催時期】8月、12月  
【事務局】計画推進課



#### 地産外商推進協議会



### 産業振興推進本部

【役割】計画全体の進捗管理、課題事項の検討・調整など  
【メンバー】本部長：知事  
副本部長：副知事  
本部次長：産業振興推進部長  
本部員：関係部長等  
地域本部長：地域産業振興監等  
【開催時期】四半期ごと  
【事務局】計画推進課

#### 幹事会

【役割】推進本部の活動の補佐  
【メンバー】幹事長：産業振興推進部副部長  
幹事：関係部主管課長等  
【開催時期】随時  
【事務局】計画推進課

#### 庁内情報共有会議

【役割】計画にかかる情報共有  
【メンバー】産業振興推進部副部長  
地域産業振興監  
関係部主管課長等  
【開催時期】毎月1回程度  
【運営】計画推進課

### 地域アクションプラン

#### 地域アクションプランフォローアップ会議

【役割】地域アクションプランの進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる協議  
【メンバー】市町村長、関係団体の長  
【開催時期】8月、12月  
【運営】産業振興推進地域本部

### 地域本部（7地域）

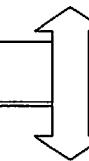


【役割】地域アクションプランの進捗管理、総合補助金の総括、アドバイザー派遣等の企画・実施、新たな取組の発掘など  
【メンバー】地域本部長：地域産業振興監等  
地域本部員：関係出先機関長  
商工労働部・観光振興部主管課長  
地域支援企画員（総括）など  
【開催時期】随時

#### 地域アクションプラン実行支援チーム

【役割】個別のプランごとのサポートなど  
【メンバー】地域本部構成機関の職員、外部アドバイザーなど  
【開催時期】随時

#### 地域資源活用共有会議



## 産業振興計画の今後の進め方について（案）

	フォローアップ委員会 専門部会・連携テーマ部会 地域アクションプランフォローアップ会議	産業振興推進本部	関係部及び地域 (P D C Aの主な作業内容)
4月	地域産業振興監から 地域の状況報告	本部の立上げ ～府内 月内 1情 回報 程共 度 有 会 議	研修、周知活動
5月		第1回幹事会 ○事業執行計画書（シート） の様式の確認 ○今後の進め方の確認	事業執行計画書の作成 ・「これから対策」の項目ごとに、平成21年度事業執行計画書（シート）の作成（成長戦略）
6月		第2回幹事会 ○シートの記載内容の確認 ○今後の進め方の確認	第1四半期の実施状況の整理・分析 ・シートによる進捗状況の把握（成長戦略） ・アクションプランの進捗状況の確認
7月		第3回幹事会 ○本部会議の進め方及び提出 資料等の確認 ○公表資料の確認	
8月	第1回地域APフォローアップ会議 第1回専門部会・連携テーマ部会 ◆進捗状況の検証 ◆修正・追加についての検討 第1回フォローアップ委員会 ◆進捗状況の検証・評価 ◆修正・追加についての検討・確認 ◆平成22年度予算編成に向けての提案	2日間程度 上半期の実施状況の確認 ◆進捗状況の確認 ◆課題事項の検討・調整 ◆専門部会・連携テーマ部会の検討事項協議 （成長戦略の修正・追加項目の確認） ◆フォローアップ委員会の検討事項協議	上半期の実施状況の整理・分析 ・シートによる進捗状況の把握（成長戦略） 〔課題等を明らかにし、必要に応じて、修正・追加項目をピックアップ〕 ・アクションプランの進捗状況の確認、修正・追加項目の検討
9月		第4回幹事会 ○本部会議の進め方及び提出 資料等の確認 ○公表資料の確認	
10月		以下、 随時開催 （幹事会）	
11月			
12月	第2回地域APフォローアップ会議 第2回専門部会・連携テーマ部会 ◆進捗状況の検証 ◆修正・追加についての検討 第2回フォローアップ委員会 ◆進捗状況の検証・評価 ◆修正・追加についての検討・確認	2日間程度 第3四半期までの実施状況の確認 ◆進捗状況の確認 ◆課題事項の検討・調整 ◆平成22年度予算見積の確認（計画関連） ◆専門部会・連携テーマ部会の検討事項協議 （成長戦略の修正・追加項目の確認） ◆フォローアップ委員会の検討事項協議	第3四半期までの実施状況の整理・分析 ・シートによる進捗状況の把握（成長戦略） 〔課題等を明らかにし、必要に応じて、修正・追加項目をピックアップ〕 ・アクションプランの進捗状況の確認、修正・追加項目の検討
1月			
2月			
3月	第3回フォローアップ委員会 ◆進捗状況の検証・評価 ◆平成22年度に向けての対応の検討	2日間程度 平成21年度の実施状況の確認 ◆進捗状況の確認 ◆課題事項の検討・調整 ◆平成22年度予算案の確認（計画関連） ◆フォローアップ委員会の検討事項協議	平成21年度の実施状況の整理・分析 ・シートによる進捗状況の把握（成長戦略） ・アクションプランの進捗状況の確認